

佐世保市歯科保健事業 計画書

基本計画（改訂版）

（平成12年度～平成24年度）

第4次実施計画

（平成22年度～平成24年度）

佐世保市歯科保健事業 評価報告書

基本計画

（平成12年度～平成21年度）

第3次実施計画

（平成18年度～平成21年度）

目 次

第1章	歯科保健事業基本計画の見直しについて	
1.	基本計画策定・見直しの経過	1
2.	基本計画の期間延長にかかわる背景	1～2
3.	基本計画の見直しのポイント	2～3
第2章	第4次歯科保健事業実施計画について	
1.	実施計画の役割	4
2.	第3次実施計画の評価に基づく歯科保健事業の課題	4
3.	その他の歯科保健事業の課題	5
4.	第4次実施計画の評価	5

佐世保市歯科保健事業 第4次実施計画

1.	妊産婦期	
	・妊産婦期における歯科の特徴と課題	7
	・第4次実施計画における重点目標	7
	・重点目標を評価するための項目	7～8
	・第4次実施計画における歯科保健事業	8～9
	・基本計画における指標の現状値と目標値	9
2.	乳幼児期	
	・乳幼児期における歯科の特徴と課題	10～11
	・第4次実施計画における重点目標	11
	・重点目標を評価するための項目	11～12
	・第4次実施計画における歯科保健事業	12～13
	・基本計画における指標の現状値と目標値	14
3.	学童期・青少年期	
	・学童期・青少年期における歯科の特徴と課題	15～16
	・第4次実施計画における重点目標	16
	・重点目標を評価するための項目	16
	・第4次実施計画における歯科保健事業	16～17
	・基本計画における指標の現状値と目標値	18

4.	成人期・高齢期	
	・成人期・高齢期における歯科の特徴と課題	19～20
	・第4次実施計画における重点目標	20
	・重点目標を評価するための項目	20～21
	・第4次実施計画における歯科保健事業	21～23
	・基本計画における指標の現状値と目標値	24
5.	要援護高齢者・障がい者	
	・要援護高齢者・障がい者における歯科の特徴と課題	25
	・第4次実施計画における重点目標	25
	・重点目標を評価するための項目	25～26
	・第4次実施計画における歯科保健事業	26～27
6.	障がい児	
	・障がい児における歯科の特徴と課題	28
	・第4次実施計画における重点目標	28
	・重点目標を評価するための項目	29
	・第4次実施計画における歯科保健事業	29～30
	・基本計画における指標の現状値と目標値	30
	用語の説明	31

佐世保市歯科保健事業 評価報告書

第1章 歯科保健事業第3次実施計画の評価について

1.	歯科保健事業基本計画の背景	33～34
2.	歯科保健事業基本計画の位置づけ	34
3.	歯科保健事業基本計画の特徴	35
4.	歯科保健事業第3次実施計画の特徴	35

第2章 各ステージ別の評価

1.	妊産婦期	
	1) 基本計画の「目標」と「条件と優先順位」	36
	2) 第3次実施計画における重点項目	36
	3) 妊産婦期における歯科保健事業の現状	36
	4) 基本計画における目標値および重点目標からみた評価	36～37

2.	乳幼児期	
1)	基本計画の「目標」と「条件と優先順位」	38
2)	第3次実施計画における重点項目	38
3)	乳幼児期における歯科保健事業の現状	38
4)	基本計画における目標値および重点目標からみた評価	38～40
3.	学童期・青少年期	
1)	基本計画の「目標」と「条件と優先順位」	41
2)	第3次実施計画における重点項目	41
3)	学童期・青少年期における歯科保健事業の現状	41～42
4)	基本計画における目標値および重点目標からみた評価	42～43
4.	成人期・高齢期	
1)	基本計画の「目標」と「条件と優先順位」	43～44
2)	第3次実施計画における重点項目	44
3)	成人期・高齢期における歯科保健事業の現状	44
4)	基本計画における目標値および重点目標からみた評価	45～46
5.	要援護高齢者・障がい者	
1)	基本計画の「目標」と「条件と優先順位」	46
2)	第3次実施計画における重点項目	46
3)	要援護高齢者・障がい者における歯科保健事業の現状	47
4)	基本計画における目標値および重点目標からみた評価	47～48
6.	障がい児	
1)	基本計画の「目標」と「条件と優先順位」	48
2)	第3次実施計画における重点項目	48～49
3)	障がい児における歯科保健事業の現状	49
4)	基本計画における目標値および重点目標からみた評価	49
7.	まとめ	
1)	妊産婦期	50
2)	乳幼児期	50
3)	学童期・青少年期	50
4)	成人期・高齢期	50
5)	要援護高齢者・障がい者	50
6)	障がい児	50

佐世保市歯科保健事業 計 画 書

基本計画（改訂版）

（平成12年度～平成24年度）

第4次実施計画

（平成22年度～平成24年度）

第1章 歯科保健事業基本計画の見直しについて

1. 基本計画策定・見直しの経過

佐世保市歯科保健事業基本計画は、佐世保市歯科医師会を中心とした関係諸団体機関の代表からなる作業部会と、佐世保市歯科保健推進協議会の2つの組織において協議・検討を重ね、平成12年4月に策定しました。

当基本計画は、平成12年度から同21年度までの10年間の長期計画であり、「妊産婦期」、「0～11歳」、「12～19歳」、「20～64歳」および「65歳以上」の各ライフステージ別に、個別の目標、その条件および優先順位を定めています。この基本計画を受けて、おおよそ3年間ごとの具体的な歯科保健事業実施計画を策定しています。

実施計画は、第1次（平成12年度～同14年度）、第2次（平成15年度～同17年度）および第3次（平成18年度～同21年度）の3回にわたり策定しています。平成21年度は、第3次実施計画を評価し、事業の進捗状況の確認および数値目標の見直しなどを検討してきました。

本来であれば、平成22年度からは、次期の基本計画の策定を行い、新たな基本計画のもと、歯科保健事業を展開する予定でしたが、以下のような諸事情により、基本計画を平成24年度まで期間延長し、平成22年度から同24年度までの第4次実施計画を追加で策定することとしました。

2. 基本計画の期間延長にかかわる背景

基本計画は、国や県が策定した「健康日本21」(巻末の「用語の説明」参照)や「健康ながさき21」(巻末の「用語の説明」参照)の内容を踏まえて検討・推進しています。とくに、佐世保市民によって策定された佐世保独自の健康増進計画である「けんこうシップさせぼ21」(巻末の「用語の説明」参照)の歯科保健の目標とは整合性が図られています。

国および長崎県は、以下のとおり、それぞれが策定した健康増進計画を平成24年度まで期間延長しています。また、佐世保市においても同様に、平成24年度まで期間延長を予定しています。これに伴い、基本計画の終期を、同じく平成24年まで延長することとします。

1) 国と長崎県の状況

国の健康増進計画である「健康日本21（平成12年度～同22年度）」は、中間見直しが行われ、計画期間が平成24年度まで2年間延長されました。また、「健康日本21」の地方計画である「健康ながさき21（平成13年度～同22年度）」は、国と同様に計画期間が2年間延長され、平成24年度までとされました。さらに、県の歯科保健10年計画「歯なまるスマイル21プラン（平成13年度～同22年度）」は、「健康ながさき21」にあわせ計画期間を平成24年度まで2年間延長することが予定されています。

2) 佐世保市の状況

市の健康づくりの総合計画「けんこうシップさせぼ21（平成14年度～同23年度）」は、国や県の健康増進計画の見直しに伴い、平成24年度まで計画期間を延長するなど一部見直しをすることとしています。

3. 基本計画の見直しのポイント

基本計画の見直しのポイントは以下のとおりです。

①計画期間の延長

計画の終期を平成21年度から24年度に3年間延長します。

②目標項目・数値の再設定および目標項目の追加

基本計画の評価をもとに、平成24年度の目標数値を再検討しました。また、市の歯科保健を取り巻く状況などから、新たに追加する目標項目がないか検討しました。その結果、基本計画における評価項目の数値は着実に改善しているものの、平成22年（2010）の目標値に達している項目は、以下の2つの項目のみでした。これらの目標値については、変更、修正しました。

学童期・青少年期：むし歯のない者の割合

14歳（中学3）：45.7% H20年度（2008）←目標値40% H22年（2010）

17歳（高校3）：32.0% H20年度（2008）←目標値30% H22年（2010）

この2つの項目については、目標値を以下のように変更修正します。

14歳（中学3）：目標値（延長分）50% H24年度（2012）

17歳（高校3）：目標値（延長分）40% H24年度（2012）

他の項目については、基本計画の目標値をそのまま引き継ぎ、平成24年度（2012）の目標値とします。

基本計画の延長に伴い、目標項目について作業部会にて再検討した結果、新たな目標項目の追加は行わないこととします。

③ 第4次実施計画の策定について

基本計画の延長に伴い、延長期間にあたる平成22年度から同24年度までの第4次実施計画を策定することとします。当実施計画は、第3次実施計画の評価を踏まえたものとしています。第4次実施計画については、第2章以降にまとめています。

なお、第3次実施計画の評価および第4次実施計画の策定にあたっては、次の合同作業部会にて検討・協議を行い、歯科保健推進協議会にて承認されています。

平成21年度および平成22年度 各作業部会

H21年度（第1回）三部会合同作業部会	平成21年4月28日（火）
H21年度（第2回）三部会合同作業部会	平成21年11月5日（木）
H21年度（第3回）三部会合同作業部会	平成21年12月24日（木）
H21年度（第4回）三部会合同作業部会	平成22年2月4日（木）
H21年度（第5回）三部会合同作業部会	平成22年3月15日（月）
H22年度（第1回）三部会合同作業部会	平成22年5月7日（金）

平成21年度 歯科保健推進協議会

第1回佐世保市歯科保健推進協議会

- 1) 日時 平成21年5月27日（水）
- 2) 議題
 - ・平成20年度歯科保健事業報告および平成21年度歯科保健事業計画
 - ・歯科保健基本計画および第3次実施計画の最終評価と次期計画策定について

第2回佐世保市歯科保健推進協議会

- 1) 日時 平成21年11月24日（火）
- 2) 議題
 - ・平成21年度各課歯科保健事業の進捗状況について
 - ・基本計画および第3次実施計画の評価について
 - ・基本計画の一部見直しについて

第3回佐世保市歯科保健推進協議会

- 1) 日時 平成22年3月25日（木）
- 2) 議題
 - ・基本計画の見直しおよび第4次実施計画の策定について

平成22年度

第1回佐世保市歯科保健推進協議会

- 1) 日時 平成22年5月24日（月）
- 2) 議題
 - ・平成21年度歯科保健事業報告および平成22年度歯科保健事業計画
 - ・基本計画の見直しについて
 - ・第4次実施計画の策定について

第2章 第4次歯科保健事業実施計画について

1. 実施計画の役割

平成8年に歯科保健の基本構想である「佐世保市歯科保健大綱」を策定しました。この大綱を受け、平成12年4月に基本計画および当基本計画を着実にすすめるための具体的な計画である第1次実施計画を策定しました。実施計画は、おおよそ3年間ごとの計画であり、第4次実施計画の実施期間は、平成22年度～同24年度の3年間です。

2. 第3次実施計画の評価に基づく歯科保健事業の課題

基本計画および第3次実施計画で設定した評価指標の経年的な変化から、以下のことが主な課題として明らかになりました。第4次実施計画では、これら課題の解決に向けて、重点的に事業を展開していきます。

1) 妊産婦期

- ・妊娠期における歯科健診受診率は30%台であり、横ばい状態が続いています。

2) 乳幼児期

- ・乳幼児期のむし歯の状況は順調に改善していますが、目標値には達成していません。
- ・フッ化物*を利用している乳幼児の割合は80%台であり、横ばい状態です。
- ・嚙む力や飲み込む力に対する評価項目には、改善が見られません。
- ・適切な食生活の確立に対する評価項目には、改善が見られません。

フッ化物*：歯の表面を強くし、むし歯予防効果があります。歯科医院で塗ってもらう方法、洗口（ブクブクうがい）剤や歯磨剤を使った方法などがあります。これらには、集団（保育所、幼稚園等）と個人（家庭）で行うものがあります。

3) 学童期・青少年期

- ・学童期のむし歯の状況は順調に改善していますが、目標値には達成していません。
- ・歯肉炎を有している者の割合は40%前後であり、横ばい状態です。
- ・歯科健診後に処置を完了した者の割合は40%前後であり、横ばい状態です。

4) 成人期・高齢期

- ・事業所での歯科健診の実施状況および勤労者の歯科健診受診率については、正確な情報収集が困難な状況にあります。
- ・口腔ケアの周知は広がっているものの、健康教育への参加者数は少ない状況です。

5) 要援護高齢者・障がい者、障がい児

- ・口腔ケア事業への参加者数は増加していません。
- ・定期健診を目的としたかかりつけ歯科医を持っている者は少ない状況です。

3. その他の歯科保健事業の課題

第3次実施計画の評価から得られた課題に加えて、1) 基本計画の目標であるにもかかわらず、現状の歯科保健事業では十分に対応できていない分野および 2) 基本計画策定時（平成 12 年）には目標とならなかったが、歯科保健の課題として新たに浮上してきた分野がみられます。これらの課題については、現状の把握を行うとともに、歯科保健事業の見直しを図るなどの対応が必要です。

1) 現在の歯科保健事業では十分に対応できていない分野

<学童期・青少年期>

- ・不正咬合の予防
- ・顎関節症の予防

<成人期・高齢期>

- ・根面う蝕（歯の根の部分のむし歯）の予防
- ・口腔がんの予防
- ・顎関節症の予防

<要援護高齢者・障がい者>

- ・根面う蝕の予防
- ・口腔がんの予防
- ・摂食嚥下機能の維持、回復、改善

2) 新たな歯科保健の課題

<乳幼児期><学童期・青少年期>

- ・被虐待児における歯科的課題

<成人期・高齢期><要援護高齢者・障がい者>

- ・窒息予防

4. 第4次実施計画の評価

基本計画および第4次実施計画では、最終年度である平成 24 年度における目標値を掲げています。平成 25 年度からは、次期計画がスタートするため、最終年度である平成 24 年度中に評価を行う必要があります。そのため基本計画および第4次実施計画は、最終年度である平成 24 年度中に入手できる直近のデータを利用して評価していきます。

佐世保市歯科保健事業

第4次実施計画

(平成22年度～平成24年度)

1. 妊産婦期

○基本計画の「目標」は次のとおりです。

- 1) おいしく楽しく食事をする事ができる
- 2) 歯科疾患が原因で生活に支障をきたすことにならない

○基本計画の「目標」を達成させるための「条件と優先順位」は次のとおりです。

- 1 妊娠に伴う歯肉炎を予防する
- 2 う蝕（むし歯）を予防する

妊産婦期における歯科の特徴と課題

妊娠すると、ホルモンのバランスが崩れ、お口の環境が変わりやすくなっています。また、つわりなどの体調の変化から毎日の歯みがきが徹底できない状態が続き、口腔内が不潔になりがちです。「妊娠性歯肉炎」とは、以上のような環境を背景として、妊娠中にみられる特有な歯肉炎のことをいいます。歯科健診を通じて歯肉の状況を正しく確認するとともに、歯科健康教育・相談を通じて、適切な歯科保健行動を身につけることが大切です。

生まれてくる赤ちゃんの歯は、すでにお母さんのお腹の中にいるときから形づくられています。そのため、妊娠中の食生活は、赤ちゃんの歯の質を高め、丈夫な歯を育てるためにも大きな意味を有しています。また、お母さんのお口の中の細菌叢は、子どもの口の中へと伝わる可能性が高いと言われていています。う蝕や歯周病などお口に問題を抱えたままでは、子どものお口の健康にまで影響を与えかねません。早期に歯科疾患を発見し、歯科治療を受けることは、子どものお口の健康にもつながります。

このように妊産婦期のお口の健康づくりは、生まれてくる子どものためにも大切であることがわかります。しかしながら、妊娠期に歯科健診を受診した者の割合は、第2次から第3次実施計画の実施期間を通じて約30%と横ばい状態が続いており、第3次実施計画の目標値である80%に達していません。

第4次実施計画における重点目標

第4次実施計画においては、以下の2項目を重点目標として掲げます。

- 1) 妊婦歯科健診受診率の向上
- 2) 歯科保健に関する正しい知識を有する者の割合の増加

重点目標を評価するための項目

妊産婦期における2つの目標は、いくつかの数値データを把握することによって、達成の度合いを評価します。評価に用いる数値データの現状値と目標値および数値データの入手先については、以下に示すとおりです。

1) 妊婦歯科健診受診率の向上

評価項目	現状値 H20 年度 (2008)	目標値 H24 年度 (2012)	データ入手方法
歯科健診受診率の向上	32.8%	80%	10 か月児歯科育児相談時の問診

2) 歯科保健に関する正しい知識を有する者の割合の増加

評価項目	現状値 H20 年度 (2008)	目標値 H24 年度 (2012)	データ入手方法
①妊娠中に生じた歯科の課題について解決方法を入手した者の割合の増加	—	75%	10 か月児歯科育児相談時の問診
②妊娠中の栄養について関心を持つ者の増加	164 人	増加	マタニティ学級(第 4 課：妊娠中から産後の栄養)参加者数
③歯周疾患が早産や低体重児と関連があることを知っている者の割合の増加	52.1%	60%	マタニティ学級時の問診
④むし歯の原因菌が親から子に移る(感染する)ことを知っている者の割合の増加	83.6%	100%	マタニティ学級時の問診

第 4 次実施計画における歯科保健事業

評価に用いた数値データの目標値を達成するために、以下の保健事業を重点的に実施していきます。
(○：新規、△：見直し充実)

1) 妊婦歯科健診受診率の向上

- 産婦人科にて歯科健診受診勧奨のための情報提供を行う
- △妊婦相談、母親学級での妊婦歯科健診を勧奨する
- 10か月児歯科育児相談での問診票の改善
- 産婦歯科健診の無料化(対象者の拡大)

2) 歯科保健に関する正しい知識を有する者の割合の増加

- △妊婦相談、母親学級での健康教育を強化する
- △妊婦相談の機会を拡大する(合併町)

《妊産婦期の歯科保健事業一覧》

(●：継続事業、○：実施予定の事業、△：見直し充実)

施策の方向性	実施具体策	H22	H23	H24
・相談事業、健康教育の充実	●妊婦相談、母親学級での健康教育強化 (△)	■	■	■
	○妊婦相談の拡大 (△) (合併町：江迎町、鹿町町)	■	■	■
	○10 か月児歯科育児相談での問診票の改善	■		
・妊婦歯科検診の受診率の向上	●10 か月児歯科育児相談に妊娠中の歯科健診受診率の把握 (健診受診率の向上を図る)	■	■	■
	●妊婦歯科健診の勸奨 (無料化)	■	■	■
	○産婦歯科健診の勸奨 (無料化)	■	■	■
・産科との連携	○産婦人科会にて歯科受診勸奨依頼 (歯科医師会からもお願いする)	■	■	■

基本計画における指標の現状値と目標値

妊婦歯科健診受診率

	現 状 値				基本計画の目標値		延長分
	H13年度 (2001)	H17年度 (2005)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H24年度 (2012)
受診率	29.4%	31.1%	28.3%	32.8%	50%	80%	80%

(10 か月児歯科育児相談時の聞き取り調査による)

2. 乳幼児期

○基本計画の「目標」は次のとおりです。

乳児期： 歯や口腔の機能に問題がなく、お口の中がさわやかで笑顔がすてきな子どもたちを増やす

幼児期： 歯や口腔の機能に問題がなく、お口の中がさわやかで笑顔がすてきな子どもたちを増やす

○基本計画の「目標」を達成させるための「条件と優先順位」は次の通りです。

乳児期：

- 1 正しい食生活習慣の確立
- 2 乳歯う蝕予防
- 3 摂食嚥下機能（食べ方・飲み込み方）の育成
- 4 乳歯う蝕重症化予防

幼児期：

- 1 食生活習慣の確立
- 2 6歳臼歯（第一大臼歯）のう蝕予防
- 3 乳歯う蝕重症化予防
- 4 摂食嚥下機能の育成

乳幼児期における歯科の特徴と課題

乳児期、幼児期のむし歯予防は、すべての乳歯が生えそろう3歳頃までの時期が大切になります。本市の健診結果（H20年度）によると、1歳6か月児でむし歯を有している幼児は2.9%なのですが、3歳児では31.7%に急増しています。1歳6か月児健診においてむし歯がなかったとしても、おやつ時間が不規則であったり、保護者による仕上げ磨きが徹底されておらず乳歯が汚れていたりすると、3歳児健診において新たなむし歯が発見されるケースが多々みられます。

むし歯は、少しずつ進行していきます。昨日までなかったむし歯が、いきなり今日になって発生することはありません。保護者の方は、仕上げ磨きの機会を利用して、常にお子様のお口の観察をすることが重要です。さらに、専門家による定期的な健診やフッ化物の応用などを通じて、むし歯予防と初期むし歯の早期発見に努めることが大切です。

この時期は、正しい食生活習慣を確立させることが重要です。現在、本市では「食育推進計画（巻末の「用語の説明」参照）」のもと、さまざまな活動を行っています。また、厚生労働省は、歯・口の健康に根ざした食べ方からの食育推進をすすめるため、ひとくち30回以上噛むことを目標とした「噛ミング30（カミングサンマル）」というキャッチフレーズを作成しました。食育をすすめるこれらの活動に対して、積極的に連携・協力していきます。

乳幼児期は、活動範囲の広がりとともに、お口の傷害（ケガ）も増えてきます。お口のケガが生じている背景をよく理解し、生活環境を改善することで、お口のケガは予防できます。お口の傷害予防への取り組みも重視していきます。

第4次実施計画における重点目標

第4次実施計画においては、以下の2項目を重点目標として掲げます。

- 1) 歯科領域に問題を有する乳幼児の減少
- 2) 適切な食生活の確立を通じて、乳幼児の噛む力や飲み込む力を育成する

重点目標を評価するための項目

乳児期、幼児期における2つの目標は、いくつかの数値データを把握することによって、達成の度合いを評価します。評価に用いる数値データの現状値と目標値および数値データの入手先については、以下に示すとおりです。

1) 歯科領域に問題を有する乳幼児の減少

評価項目	現状値 H20年度 (2008)	目標値 H24年度 (2012)	データ入手方法
① 1歳6か月児の一人平均 むし歯数*の減少	0.09本	0.05本	1歳6か月児歯科健診
② 1歳6か月児の歯科健診で要経過観察となった幼児のうち歯科受診をした者の割合の増加	28.5%	40.0%	歯科医院受診者+保健福祉センター受診者
③ 3歳児の一人平均 むし歯数*の減少	1.2本	0.9本	3歳児歯科健診
④ フッ化物を利用したむし歯予防を実践している者の割合の増加	83.0%	100%	3歳児歯科健診

むし歯*：未処置のむし歯と処置したむし歯を含みます。

2) 適切な食生活の確立を通じて、乳幼児の噛む力や飲み込む力を育成する

評価項目	現状値 H20 年度 (2008)	目標値 H24 年度 (2012)	データ入手方法
①10 か月児歯科育児相談事業における噛み方の実践ができている乳幼児の増加	54.3%	60%	1歳6か月児歯科健診
②食生活に関連した歯科保健指導を受ける保護者の割合の減少	16.9%	15%	1歳6か月児歯科健診後の2歳児フォロー対象者

第4次実施計画における歯科保健事業

評価に用いた数値データの目標値を達成するために、以下の保健事業を重点的に実施していきます。
(○：新規、△：見直し充実)

1) 歯科領域に問題を有する乳幼児の減少

- △1歳6か月児で要観察となった者への対応（封書によるアンケート調査・情報提供）
- △2歳児経過歯科健診
- △フッ化物を利用したむし歯予防対策の推進
- お口の事故についての情報提供

2) 適切な食生活の確立を通じて、乳幼児の噛む力や飲み込む力を育成する

- △「食育推進ワーキング会議」および「食育推進会議」を通じた連携
- △育児サークルやむし歯予防教室等における健康教育の実施
- △食育関連イベントなどにおける情報提供

《乳幼児期の歯科保健事業一覧》

(●：継続事業、○：実施予定の事業、△：見直し充実)

施策の方向性	実施具体策	H22	H23	H24
・相談事業、健康教育の充実	●出前講座、子育てサークルでの健康教育 (△)	■	■	■
	●保育所、幼稚園スタッフへの健康教育 (子ども期歯科保健研修会)	■	■	■
・噛む力と飲み込む力の育成	●1歳6か月児健診後の親子教室での健康教育	■	■	■
	●摂食嚥下機能の調査 (10か月歯科育児相談における指導) (1歳6か月児健診における問診・指導)	■	■	■
	●各健診における指導強化	■	■	■
	●食育関連イベント等における情報提供 (△)	■	■	■
	●食育推進会議を通じた連携 (△)	■	■	■
・歯科健診の実施	●10か月児歯科育児相談	■	■	■
	●1歳6か月児健診	■	■	■
	●2歳児経過歯科健診	■	■	■
	●3歳児健診	■	■	■
	●保育所・幼稚園歯科健診	■	■	■
・むし歯を減らすための方策の推進	●1歳6か月児、3歳児健診におけるフッ化物洗口剤処方指示書発行 (△)	■	■	■
	●1歳6か月児歯科健診で要観察となった者への対応事業 (2歳児への歯科保健調査) 郵送によるアンケート調査 (△)	■	■	■
	●2歳児経過歯科健診と歯科保健指導の強化 (△)	■	■	■
	●フッ素塗布協力医、洗口剤販売薬局の広報 (△)	■	■	■
	●フッ化物洗口剤処方指示書の再発行 (△) (協力薬局・歯科医師会との連携)	■	■	■
	●園でのフッ化物洗口促進 (△)	■	■	■
・離島における歯科保健の充実	●1歳6か月児、3歳児健診におけるフッ化物の応用 (△)	■	■	■
・お口の事故予防の推進	○お口の事故についての情報提供	■	■	■

基本計画における指標の現状値と目標値

むし歯*を持つ者の割合

	現 状 値				基本計画の目標値		延長分
	H13年度 (2001)	H17年度 (2005)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H24年度 (2012)
1歳6か月	2.9%	3.4%	2.6%	2.9%	2.4%	1.9%	1.9%
3歳	41.0%	36.7%	33.8%	31.7%	30.2%	22.0%	22.0%
4歳	56.5%	51.4%	52.2%	42.4%	48.0%	40.0%	40.0%
5歳	67.1%	58.7%	64.9%	53.8%	58.0%	50.0%	50.0%

(1歳6か月児健診、3歳児健診、保育所・幼稚園歯科健診による)

むし歯*：未処置のむし歯と処置したむし歯を含みます。

一人平均むし歯数

	現 状 値				基本計画の目標値		延長分
	H13年度 (2001)	H17年度 (2005)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H24年度 (2012)
1歳6か月	0.09本	0.1本	0.09本	0.09本	0.05本	0.01本	0.01本
3歳	1.8本	1.5本	1.6本	1.2本	1.0本	0.4本	0.4本
4歳	3.0本	2.9本	2.7本	2.0本	2.0本	1.0本	1.0本
5歳	4.0本	3.2本	3.7本	2.8本	2.5本	2.0本	2.0本

(1歳6か月児健診、3歳児健診、保育所・幼稚園歯科健診による)

市内保育所・幼稚園のフッ化物洗口実施割合

	現 状 値				基本計画の目標値		延長分
	H13年度 (2001)	H17年度 (2005)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H24年度 (2012)
実施割合	27.0%	29.0%	36.0%	39.2%	50%	100%	100%

(けんこうシップさせぼ21、佐世保市歯科医師会よい歯の優良園表彰調査による)

3. 学童期・青少年期

○基本計画の「目標」は次のとおりです。

学童期：歯や口腔の機能に問題がなく、お口の中がさわやかで笑顔がすてきな子供たちを増やす

青少年期：大きくお口をあけて笑うことのできる笑顔がすてきな青少年を増やす
自分で健康づくり（管理）ができる

○基本計画の「目標」を達成させるための「条件と優先順位」は次のとおりです。

学童期：

- 1 6歳臼歯のう蝕予防
- 2 要観察歯（CO）の健全化（要観察歯（CO）とは初期のむし歯のことです）
- 3 永久歯う蝕予防
- 4 正しい食生活習慣の確立
- 5 歯肉炎（GO、G）の予防（GOとは初期の歯肉炎のことです）
- 6 う蝕重症化予防
- 7 不正咬合の予防
- 8 顎関節症の予防

青少年期：

- 1 歯周疾患の予防
- 2 永久歯う蝕予防
- 3 好ましい食生活習慣の確保と維持
- 4 不正咬合の予防
- 5 永久歯う蝕重症化予防
- 6 顎関節症の予防

学童期・青少年期における歯科の特徴と課題

学童期、青少年期は、乳歯が生え変わり永久歯列が完成する重要な時期です。永久歯は、生え始めの頃は、歯質が未熟なためむし歯になりやすい特徴があります。むし歯のない永久歯列を目指すために、日ごろの歯磨き習慣はもちろんのこと、フッ化物の応用（歯科医院でのフッ化物の塗布、自宅や学校でのフッ化物洗口、あるいはフッ化物入り歯磨き剤の使用）を積極的に行うことが大切です。

本市の学校保健データによると、ここ10年間における永久歯のむし歯がある者の割合は順調に減少していますが、歯肉炎がある者の割合は横ばい状態です。歯肉炎の原因は、ブラッシングが徹底していないことによる歯垢（プラーク）の付着が最大の原因です。歯肉炎予防を目的としたブラッシング指導が大切であると考えられます。

また、この時期は、身体活動、とくにスポーツ活動が活発になる時期です。そのため、お口の傷害

(ケガ)も増えてきます。この時期のお口の事故は、歯の破折や脱落など大きなケガとなることがあります。適切な応急処置を習得するとともに、お口のケガの予防をすすめることが大切です。本計画では、お口の傷害予防への取り組みも重視していきます。

第4次実施計画における重点目標

第4次実施計画においては、以下の項目を重点目標として掲げます。

- 1) 歯科領域に問題がある学童および青少年の減少

重点目標を評価するための項目

学童期および青少年期における目標は、いくつかの数値データを把握することによって、達成の度合いを評価します。評価に用いる数値データの現状値と目標値および数値データの入手先については、以下に示すとおりです。

- 1) 歯科領域に問題がある学童および青少年の減少

評価項目	現状値 H20年度 (2008)	目標値 H24年度 (2012)	データ入手方法
① 12歳児の一人平均むし歯数の減少	1.37本	1.0本以下	学校歯科健診
② 14歳児の歯肉炎有病率の減少	36.3%	30%以下	学校歯科健診
③ フッ化物入り歯磨剤を利用したむし歯予防を実施している者の割合の増加	76.0% (H17年)	90%	歯科保健生活習慣調査
④ 歯科保健教育推進校の拡大	4校	5校	佐世保市教育委員会

第4次実施計画における歯科保健事業

評価に用いた数値データの目標値を達成するために、以下の保健事業を重点的に実施していきます。

- 1) 歯科領域に問題がある学童および青少年の減少 (○：新規、△：見直し充実)

△学校歯科医との連携による歯科教育、相談事業の普及

△学校歯科医による歯科保健指導の強化

△昼食後の歯みがきの促進

○歯肉炎予防のためのブラッシング指導の強化

○たばこと歯周疾患との関連についての健康教育

△フッ化物応用の普及促進

△歯科保健推進校の拡大

△「食育推進ワーキング会議」および「食育推進会議」を通じた連携

○お口の事故についての情報提供

《学童期・青少年期の歯科保健事業一覧》

(●：継続事業、○：実施予定の事業、△：見直し充実)

施策の方向性	実施具体策	H22	H23	H24
・学校歯科保健の充実	●よい歯の表彰 ●子ども期歯科保健研修会 ●歯の衛生週間（6/4～6/10）での図画、ポスター展と表彰 ●『いい歯』の小学6年生コンテストと表彰 ●歯科保健教育推進校の拡大（△） ●学校歯科医による歯科保健指導の強化（△）	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
・歯科健診の実施	●学校歯科医による歯科健診	■	■	■
・歯科疾患を減らすための方策の推進	●学校における昼食後の歯みがき促進（△） ●フッ化物応用の普及促進（△） ○歯肉炎予防のためのブラッシング指導強化 ○たばこと歯周疾患との関連についての健康教育	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■
・正しい食生活習慣の確立	●食育関連イベント等における情報提供（△） ●食育推進会議を通じた連携（△）	■ ■	■ ■	■ ■
・お口の事故予防の推進	○お口の事故についての情報提供	■	■	■

基本計画における指標の現状値と目標値

むし歯^{*1}のない者の割合

	現 状 値				基本計画の目標値		延長分
	H13年度 (2001)	H17年度 (2005)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H24年度 (2012)
11歳（小6）	37.6%	47.9%	52.6%	55.4%	45%	60%	60%
12歳（中1）	33.9%	43.1%	50.0%	53.7%	—	—	—
14歳（中3）	24.4%	34.3%	37.5%	45.7%	30%	40%	50%
17歳（高3）	10.5%	25.3%	20.2%	32.0%	20%	30%	40%

（学校歯科健診による） むし歯^{*1}：未処置のむし歯と処置したむし歯を含みます。

一人平均むし歯数（DMFT）

	現 状 値				基本計画の目標値		延長分
	H13年度 (2001)	H17年度 (2005)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H24年度 (2012)
6歳（小1）	0.17本	0.11本	0.11本	0.07本	0.1本	0本	0本
11歳（小6）	2.0本	1.5本	1.4本	1.2本	1.5本	0.7本	0.7本
12歳（中1）	2.4本	1.8本	1.6本	1.4本	2.0本	1.0本	1.0本
14歳（中3）	3.6本	2.7本	2.6本	2.0本	2.4本	1.1本	1.1本
17歳（高3）	4.0本	3.7本	3.5本	3.2本	3.5本	2.0本	2.0本

（学校歯科健診による）

歯肉炎保有者（GO^{*2}要観察者率＋G^{*2}要治療者率）

	現 状 値				基本計画の目標値		延長分
	H13年度 (2001)	H17年度 (2005)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H24年度 (2012)
14歳（中3）	35.7%	40.8%	36.8%	36.3%	40%以下	30%以下	30%以下
17歳（高3）	39.4%	33.3%	35.7%	38.7%	30%以下	20%以下	20%以下

（学校歯科健診による） GO^{*2}、G^{*2}：歯肉炎の調査で要観察、要治療と指摘されたものです。

事後措置を受けた者における処置完了者率

	現 状 値				基本計画の目標値		延長分
	H13年度 (2001)	H17年度 (2005)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H24年度 (2012)
各学年（小1～小6）	39.4%	40.7%	43.6%	40.0%	23.9%	60%	60%

（学校歯科健診による）

4. 成人期・高齢期

○基本計画の「目標」は次のとおりです。

成人期：

- 1) 自分で健康づくり（管理）ができる
- 2) 歯科疾患が原因で生活に支障をきたすことがない

高齢期：

- 1) 清潔な口腔を維持できる
- 2) 咀嚼・嚥下機能の維持

○基本計画の「目標」を達成させるための「条件と優先順位」は次のとおりです。

成人期：

- 1 歯周病の予防
- 2 根面う蝕の予防
- 3 口腔がんの予防
- 4 咀嚼・嚥下機能の維持
- 5 顎関節症の予防

高齢期：

- 1 歯周病の予防
- 2 根面う蝕の予防
- 3 顎関節症の予防
- 4 口腔がんの予防
- 5 咀嚼嚥下機能の維持、回復

成人期・高齢期における歯科の特徴と課題

本市では、80歳で20本以上の歯を保持しようという8020運動をスローガンに様々な歯科保健事業を展開しています。平成17年に実施された全国調査の結果によると、8020達成者の割合は20%を超えたことが報告されており、さらなる歯科保健事業の充実が求められています。

成人期・高齢期における歯の脱落原因は、歯周病によるものが最も多く、ついで歯の根っこの部分のむし歯であるとされています。歯周疾患の予防、歯の根っこの部分のむし歯予防は、歯みがきによる歯垢（プラーク）の除去が最も重要です。さらに、歯科専門家による定期管理が大切です。毎年、歯科健診を受診し、お口の健康を保つことが大切です。

また定期的な歯科健診の受診は、口腔がんの予防にもつながります。お口の中は自分でぞき込むことが難しく、粘膜部分の変化は、気づきが遅れる傾向があります。「私は入れ歯だから・・・」「歯がないから・・・」という方も、定期的に歯科健診を受ける必要性があります。

高齢者の楽しみのひとつである「食べる楽しみ」を確保するためには、歯を1本でも多く残すとともに、義歯が必要な方は、適切な義歯を装着すること、さらに顎関節症の予防が大切です。また、食べる楽しみは、食べ物を問題なく噛みくだき、のみ込む機能も必要となります。

汚れのない清潔なお口を確保することおよび噛みくだきやのみ込みに関係する機能トレーニングを実施することは、低栄養予防、上気道感染・肺炎予防、運動機能の向上および閉じこもり予防につながるという報告があります。介護予防の観点からも、お口の健康に対する重要性が増大しています。

第4次実施計画における重点目標

第4次実施計画においては、以下の3項目を重点目標として掲げます。

- 1) 事業所等への歯科保健活動強化のための働きかけ
- 2) 成人歯科健診の受診拡大
- 3) 介護予防事業における口腔ケアの推進

重点目標を評価するための項目

成人期、高齢期における2つの目標は、いくつかの数値データを把握することによって、達成の度合いを評価します。評価に用いる数値データの現状値と目標値および数値データの入手先については、以下に示すとおりです。

- 1) 事業所等への歯科保健活動強化のための働きかけ

評価項目	現状値 H20年度 (2008)	目標値 H24年度 (2012)	データ入手方法
① 歯科健診を実施している事業所数の増加	4か所	増加	佐世保市歯科医師会事業所調査
② 勤労者における歯科健診受診者数の増加	100人	増加	佐世保市成人歯科健診 (委託歯科健診・所内歯科健診)

2) 成人歯科健診の受診拡大

評価項目	現状値 H20年度 (2008)	目標値 H24年度 (2012)	データ入手方法
①成人歯科健診受診者数の増加	1,087人	増加	佐世保市成人歯科健診 (委託歯科健診・所内歯科健診 ・離島歯科健診)

3) 介護予防事業における口腔ケアの推進

評価項目	現状値 H20年度 (2008)	目標値 H24年度 (2012)	データ入手方法
① 一般高齢者施策※ ¹ （口腔ケア※ ² ）への参加者の増加	309人	増加	一般高齢者施策 (老人福祉センター等健康相談)

一般高齢者※¹：生活機能が低下しておらず、介護が必要でない自立した高齢者

口腔ケア※²：むし歯・歯周病・口臭予防を目的とした口腔清掃に加え、飲み込みなどの口腔機能向上の支援を含みます。

第4次実施計画における歯科保健事業

評価に用いた数値データの目標値を達成するために、以下の保健事業を重点的に実施していきます。

(○：新規、△：見直し充実)

1) 事業所等への歯科保健活動強化のための働きかけ

△市内成人歯科健診の利用を促進するための広報の充実

○事業所における歯科健康教育、相談の実施および情報提供の充実

○地域・職域連携推進事業（巻末の「用語の説明」参照）を通じての歯科保健情報の提供

2) 成人歯科健診の受診拡大

○委託歯科健診および所内歯周疾患検診の受診勧奨を目的とした広報の充実

○産婦歯科健診の無料化（対象者の拡大）

3) 介護予防事業における口腔ケアの推進

○介護予防と歯科疾患との関連についての健康教育の実施

○口腔ケア事業の積極的な推進

《成人期の歯科保健事業一覧》

〈成人期(20～64 歳)〉

(●：継続事業、○：実施予定の事業、△：見直し充実)

施策の方向性	実施具体策	H22	H23	H24
・相談事業、健康教育の充実	●「いい歯の日(11月8日)」普及啓発	■	■	■
	●市広報誌やタウン誌による普及啓発	■	■	■
	●老人福祉施設における歯科健康教育、健康相談の強化	■	■	■
	●各種健康教室との連携強化	■	■	■
	○たばこと歯周病および口腔がんに関する健康教育	■	■	■
	○お口の予防教室の開催	■	■	■
・摂食・嚥下機能の強化	●食事づくり教室との連携強化	■	■	■
	●食育関連イベント等における情報提供	■	■	■
	●食育推進会議を通じての連携	■	■	■
・成人歯科健診の受診拡大	●成人歯科健診の実施（市内全域を対象とした 20 歳以上の歯科医師会委託健診）（△）	■	■	■
	●特定健診（中央保健福祉センター）における歯科健診導入の継続（△）	■	■	■
	○委託歯科健診および所内歯周疾患検診の受診勧奨を目的とした広報の充実	■	■	■
	●妊婦歯科健診の勧奨（無料化）	■	■	■
	○産婦歯科健診の勧奨（無料化）	■	■	■
・国保対象者における歯科保健の充実	○特定健診における歯科保健の情報提供	■	■	■
	●国保精密歯科健診の拡充	■	■	■
・離島における歯科保健の充実	●高島、黒島、宇久地区での住民健診に併せた歯科健診の実施	■	■	■
・事業所における歯科保健の充実	○地域・職域連携推進事業を通じての歯科保健事業の充実	■	■	■

<高齢期(65歳以上)>

(●：継続事業、○：実施予定の事業、△：見直し充実)

施策の方向性	実施具体策	H22	H23	H24
・相談事業、健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●「いい歯の日（11月8日）」普及啓発 ●市広報誌、タウン誌による普及啓発 ●老人福祉施設における歯科健康教育、健康相談の強化 ●各種予防教室との連携強化 ○たばこと歯周病および口腔がんに関する健康教育 ○一般高齢者施策における口腔ケア ●歯の健康優良高齢者コンテスト（8020コンテスト） 	■	■	■
・摂食・嚥下機能の強化、回復	<ul style="list-style-type: none"> ●食事づくり教室との連携強化 	■	■	■
・成人歯科健診の受診拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●成人歯科健診の実施（市内全域を対象とした20歳以上の歯科医師会委託健診）（△） ●特定健診（中央保健福祉センター）における歯科健診導入の継続（△） 	■	■	■
・国保加入対象者における 歯科保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健診における歯科保健の情報提供と広報の充実 ●国保精密歯科健診の拡充 	■	■	■
・離島における歯科保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●高島、黒島、宇久地区での住民健診に併せた歯科健診の実施 	■	■	■
・介護保険事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○口腔ケアの周知と利用推進 	■	■	■

基本計画における指標の現状値と目標値

残存歯数

	現 状 値				基本計画の目標値	延長分
	H13年度 (2001)	H17年度 (2005)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H22年 (2010)	H24年度 (2012)
40代	26.6本	27.8本	27.2本	27.0本	28本	28本
50代	25.1本	24.2本	24.8本	24.5本	26本	26本
60代	21.2本	23.5本	24.0本	23.3本	24本	24本
70代	11.8本	23.0本	18.1本	18.0本	22本	22本
80代			10.4本		20本	20本

(成人歯科健診：委託歯科健診・所内歯科健診・離島歯科健診による)

毎年、歯科健診を受けるものの割合を増やす

	現 状 値				基本計画の目標値		延長分
	H13年度 (2001)	H17年度 (2005)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H24年度 (2012)
受診割合	25.4%				30%	50%	50%

(けんこうシップさせば21：佐世保市民の健康に関する実態調査による)

5. 要援護高齢者・障がい者

○基本計画の「目標」は次のとおりです。

- 1) 清潔な口腔を維持できる
- 2) 咀嚼・嚥下機能の獲得と維持

○基本計画の「目標」を達成させるための「条件と優先順位」は次のとおりです。

- 1 口腔衛生の向上
- 2 摂食嚥下機能の維持、回復、改善
- 3 う蝕予防
- 4 歯周病の予防
- 5 根面う蝕の予防
- 6 口腔がんの予防

要援護高齢者・障がい者における歯科の特徴と課題

要援護高齢者および障がい者については、自身での口腔ケアが困難な場合が多いため、自宅でのセルフケアに加え、専門職によるプロフェッショナルケアの必要性があげられます。また、要援護高齢者および障がい者は、自身のお口に関する課題をうまく意思表示することができないことがあるため、歯科医療専門家による定期的な健診も重要です。さらに、要援護高齢者および障がい者に対する歯科治療は、全身管理が必要なケースもあるため、歯科疾患の予防が重要であり、歯科疾患に罹患した場合には安心して受けられる歯科治療体制の構築が必要です。

障がい者のお口の健康を保持するため、健康教育や検討会を開催おり、今後も継続していきます。また、障がい者の実態に即した歯科保健事業の提供ができるよう、歯科健診やアンケート調査などを通じての実態把握にも力を入れていきます。

第4次実施計画における重点目標

- 1) 障がい者に対する歯科保健対策
- 2) 特定高齢者施策および予防給付※における口腔ケアの周知
予防給付※：要支援1・2と認定された方へのサービスをいいます

重点目標を評価するための項目

要援護高齢者および障がい者に対する歯科保健における2つの目標は、いくつかの数値データを把握することによって、達成の度合いを評価します。評価に用いる数値データの現状値と目標値および数値データの入手先については、以下に示すとおりです。

1) 障がい者に対する歯科保健対策

評価項目	現状値 H20年度 (2008)	目標値 H24年度 (2012)	データ入手方法
①かかりつけ歯科医師を持っている者の割合の増加	66.0% (H18年度)	増加	在宅障がい者（身体・知的） 実態調査
②障がい者受け入れ歯科医院数の増加	53 診療所	70 診療所	障がい者（児）のかかりつけ 歯科医登録医療機関

2) 特定高齢者施策および予防給付における口腔ケアの周知

評価項目	現状値 H20年度 (2008)	目標値 H24年度 (2012)	データ入手方法
① 特定高齢者施策※（口腔ケア）への参加者の増加	24 人	増加	特定高齢者施策
② 予防給付事業（口腔ケア）への参加者の増加	22 人	増加	予防給付事業

特定高齢者※： 生活機能が低下していて、介護が必要となる恐れのある高齢者

第4次実施計画における歯科保健事業

評価に用いた数値データの目標値を達成させるために、以下の保健事業を重点的に実施していきます。

(○：新規、△：見直し充実)

1) 障がい者に対する歯科保健対策

- 障がい者の歯科保健に関する実態を把握するための取り組みの実施
- △歯科医院情報の提供
- △障がい者歯科保健検討会の開催
- △障がい者歯科保健講演会の開催

2) 特定高齢者施策および予防給付における口腔ケアの周知

- 口腔ケアに対する技術的支援と介護予防との関連についての健康教育の実施
- 口腔ケアに関する情報提供（パンフなど）

《要援護高齢者・障がい者の歯科保健事業一覧》

(●：継続事業、○：実施予定の事業、△：見直し充実)

施策の方向性	実施具体策	H22	H23	H24
・相談事業、健康教育の充実	○介護予防事業における口腔ケア	■	■	■
	●施設入所、通所者対象歯科保健指導（障がい者・児）	■	■	■
	●介護教室での歯科保健健康教育の実施	■	■	■
	●訪問や窓口での歯科相談（△）	■	■	■
	●障がい者歯科保健に関する検討会（△）	■	■	■
	●障がい者歯科保健に関する講演会（△）	■	■	■
・要援護高齢者への対応	●歯周疾患健診からの紹介	■	■	■
・障がい者口腔ケア（摂食嚥下機能対策含む）普及	○口腔ケア状況調査（施設）	■	■	■
	●口腔ケア普及パンフレット配布	■	■	■
	○介護予防事業歯科医師との検討会、勉強会	■	■	■
	●ケースカンファレンスでの症例検討	■	■	■
・障がい者への対応	○障がい者実態把握のための取組みの実施	■	■	■
	●中央保健福祉センターでの歯科相談・歯科健診	■	■	■
・二次歯科医療供給施設	●要援護高齢者、障がい者（障がい児）受入れ歯科医療機関間の連携	■	■	■
・介護保険事業（口腔ケアの推進）	○口腔ケアの周知と利用推進	■	■	■

6. 障がい児

○基本計画の「目標」は次のとおりです。

- 1) 清潔な口腔を維持できる
- 2) 咀嚼・嚥下機能の獲得と維持

○基本計画の「目標」を達成させるための「条件と優先順位」は次のとおりです。

- 1 口腔衛生の向上
- 2 摂食嚥下機能の獲得、維持、改善
- 3 う蝕予防
- 4 歯周病の予防

障がい児における歯科の特徴と課題

障がい児をとりまく歯科的な特徴と課題については、要援護高齢者および障がい者と同様なことが考えられます。しかしながら、障がい児については、お口の成長期・完成期にあたるため、より細やかな口腔管理を必要とするとともに、毎日の歯みがきや仕上げみがき、適切な食生活の確保など、口腔衛生と関連する生活習慣を確立することが大切です。

佐世保市子ども発達センターでは、障がい児の歯科健診、歯科相談の機会を設けています。医科との密接な連携を取りながら、さらなる充実を図っていきます。

第4次実施計画における重点目標

- 1) 障がい児のかかりつけ歯科医師の定着
- 2) 二次歯科医療機関と関係機関との調整および連携強化

重点目標を評価するための項目

障がい児に対する歯科保健における2つの目標は、いくつかの数値データを把握することによって、達成の度合いを評価します。評価に用いる数値データの現状値と目標値および数値データの入手先については、以下に示すとおりです。

1) 障がい児のかかりつけ歯科医師の定着

評価項目	現状値 H20 年度 (2008)	目標値 H24 年度 (2012)	データ入手方法
①かかりつけ歯科医師を持っている者の割合の増加	68.8%	増加	発達センター受診者対象のお口の健康に関わるアンケート結果
②障がい者受け入れ歯科医院数の増加	53 診療所	70 診療所	障がい者（児）のかかりつけ歯科医登録医

2) 二次歯科医療機関と関係機関との調整および連携強化

平成 18 年 3 月に策定された長崎県地域保健医療計画（佐世保版）の中で、予防を重視した保健医療対策の充実として、次のような歯科保健対策の取り組みを掲げています。

○市が実施する歯科保健事業、かかりつけ歯科医療機関および二次医療機関等との有機的な連携により、障がい者（児）歯科保健・医療ネットワークを構築します。

第4次実施計画における歯科保健事業

評価に用いた数値データの目標値を達成するために、以下の保健事業を重点的に実施していきます。

（○：新規、△：見直し充実）

1) 障がい児のかかりつけ歯科医師の定着

- △障がい児関連施設における歯科保健活動の充実
- △歯科医院情報の提供

2) 子ども発達センターにおける歯科保健活動の充実

- △歯みんぐ・ルームにおける歯科健診
- △摂食嚥下外来の実施

《障がい児の歯科保健事業一覧》

(●：継続事業、○：実施予定の事業、△：見直し充実)

施策の方向性	実施具体策	H22	H23	H24
・障がい児歯科保健の充実	●歯みんぐルーム機能の充実 (△)	■	■	■
	●カンファレンス等連絡報告提出 (必要に応じ実施) (△)	■	■	■
	●子ども発達センターにおける摂食嚥下機能対策 (△)	■	■	■
	●障がい児受け入れ協力歯科医院の拡大化の検討 (△)	■	■	■
	●在宅障がい児への訪問歯科指導 (△)	■	■	■
	●子ども発達センター関連の歯科保健検討会	■	■	■
	●センター受診者対象のお口の健康に関わるアンケート調査	■	■	■
・障がい児受け入れ歯科医療機関の充実	●障がい児受け入れ歯科医療機関との連携強化 (△)	■	■	■
	●子ども発達センターでの摂食嚥下外来の利用推進 (△)	■	■	■

基本計画における指標の現状値と目標値

かかりつけ歯科医院の定着を図る

	現 状 値				基本計画の目標値		延長分
	H13年度 (2001)	H17年度 (2005)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H24年度 (2012)
定着率	62%			68.8%	80%	100%	100%

(子ども発達センター受診者対象のお口の健康に関わるアンケート結果による)

用語の説明

◎健康日本21：(基本計画(改訂版) 1ページ)

国が平成12年3月に策定した「21世紀における国民健康づくり運動」のこと。生活習慣病の予防を目的とし、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がんの9分野について具体的な数値目標を定めている。平成19年4月の中間評価報告では、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の概念が導入され、平成22年度を最終年度としていた運動期間が同24年度まで延長された。

◎健康ながさき21：(基本計画(改訂版) 1ページ)

長崎県が平成13年3月に策定した県の健康増進計画。栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、飲酒、歯の健康づくり、生活習慣病対策の7分野について具体的な数値目標を定めている。平成20年3月にメタボリックシンドロームの概念を導入した増補版を策定し、健康日本21との整合性を図るため、平成22年度を最終年度としていた運動期間が同24年度まで延長された。

◎けんこうシップさせぼ21：(基本計画(改訂版) 1ページ)

佐世保市が平成14年3月に策定した市の健康増進計画。市民一人ひとりの健康観に基づき、自らの生活習慣の改善とそれに必要な環境整備を社会全体で行うことにより、実り豊かな健康都市の実現を図ることを基本方針としている。栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、健康づくりのための環境整備、アルコール、たばこ、歯の健康づくり、疾病予防の8分野について具体的な数値目標を定めている。健康日本21や健康ながさき21などの見直しの内容を踏まえ、計画の一部を見直すこととしている。

◎食育推進計画：(第4次実施計画 10ページ)

佐世保市が平成18年12月に策定した「『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」を目的とした計画。

計画期間は平成18年度から平成22年度までの5ヵ年で、29項目の数値目標を定めている。

◎地域・職域連携推進事業：(第4次実施計画 21ページ)

地域保健(保健所・市町村の健康づくり担当者)と職域保健(事業所・商工会・健康保険組合等の健康管理担当者)の連携により、健康づくりのための情報の共有、保健事業の共同実施、保健事業の実施に要する社会資源の有効活用などを行い、生涯を通じた継続的な健康づくりに向けた保健サービスの提供体制の整備を行う事業。

佐世保市歯科保健事業 評価報告書

基本計画

(平成12年度～平成21年度)

第3次実施計画

(平成18年度～平成21年度)

第1章 歯科保健事業第3次実施計画の評価について

1. 歯科保健事業基本計画の背景

「佐世保市歯科保健事業基本計画」は、佐世保市歯科医師会を中心とした関係諸団体・機関の代表からなる佐世保市歯科保健推進協議会と同作業部会の2つの組織において協議、検討を重ね、平成12年4月に策定しました。この基本計画は、平成12年度から同21年度までの10年間の長期計画です。また、基本計画が、着実に実行されることを目的として、約3年間ごとに具体的な歯科保健事業実施計画を策定しています。平成18年度から同21年度は、最終計画である第3次実施計画に該当します。

この評価報告書では、第3次実施計画を評価するとともに、10カ年計画として策定した基本計画の評価を行っています。評価報告書は、基本計画、第1次、第2次および第3次実施計画と同様に、市歯科医師会を中心とした関係諸団体・機関の代表からなる歯科保健推進協議会によって協議、検討されました。具体的には、平成21年度に開催した以下の作業部会において協議、検討を行い、最終的に歯科保健推進協議会の了承を得て、報告書として作成しました。

平成21年度 作業部会

第1回 三部合同作業部会 平成21年4月28日（火）

- *子ども期作業部会
- *成人期作業部会
- *高齢者障がい者作業部会

第2回 三部合同作業部会 平成21年11月5日（木）

- *子ども期作業部会
- *成人期作業部会
- *高齢者障がい者作業部会

平成21年度 佐世保市歯科保健推進協議会

第1回 平成21年5月27日（水）

- *平成20年度第2回歯科保健推進協議会での意見・要望事項への回答
- *平成20年度佐世保市歯科保健事業報告
- *平成21年度佐世保市保健事業計画
- *基本計画・第3次実施計画の評価と次期計画策定

第2回 平成21年11月24日(火)

- *平成21年度各課歯科保健事業の進捗状況について
- *基本計画および第3次実施計画の評価について
- *基本計画の一部見直しについて

2. 歯科保健事業基本計画の位置づけ

基本計画は、平成8年に策定した「佐世保市歯科保健大綱」のもと、平成12年に作成しました。この基本計画は、当時、佐世保市が策定した「老人保健福祉計画」、「障がい者プラン」および「次世代育成支援 佐世保市行動計画（エンゼルプラン）」と整合性を持たせています。すなわち、これらのプランに書かれている歯科保健分野は、基本計画に基づいています。

現在は、国の指針である「健康日本21」の内容も踏まえて検討・推進しています。また、佐世保市の健康増進計画である「けんこうシップさせぼ21」や、「食育推進計画」との整合性も図り、更に「佐世保市総合計画」においても主要事業として掲げています。

佐世保市 保健事業計画	実施期間
佐世保市歯科保健事業基本計画	H12年度～H21年度
佐世保市歯科保健事業第3次実施計画	H18年度～H21年度
けんこうシップさせぼ21	H14年度～H24年度
佐世保市食育推進計画	H18年度～H22年度
次世代育成支援	
佐世保市行動計画（前期行動計画）	H16年度～H21年度
〃 （後期行動計画）策定中	H22年度～H26年度
佐世保市老人福祉計画（第4期）	H21年度～H23年度
佐世保市障がい福祉計画	H18年度～H26年度
第6次 佐世保市総合計画	H20年度～H29年度

3. 歯科保健事業基本計画の特徴

「基本計画」では、以下の3つを基本目標としています。

- ①「生涯おいしく、楽しく食事をすることができる」
- ②「歯科疾患が生活(仕事や勉強など)に支障をきたす原因とならない」
- ③「口もとを気にせず、機能的にも問題がなく楽しく会話をするができる」

これらの3つの基本目標をもとに、

- a) 妊産婦期
- b) 乳幼児期
- c) 学童期・青少年期
- d) 成人期・高齢期
- e) 要援護高齢者・障がい者
- f) 障がい児

の各ライフステージ別に個別の目標とその条件および優先順位を定めています。

4. 歯科保健事業第3次実施計画の特徴

実施計画では、基本計画において定めている基本目標および各ライフステージ別の目標を着実に実行するため、さらに具体的な目標値を設定しています。

第3次実施計画では、第1次および第2次実施計画の施策の実施状況と効果を評価したうえで、未実施および不必要な施策を再考し、第3次実施計画における向こう4年間の目標を達成するために新たな施策を提案するという形で、第3次実施計画の策定を行いました。

第3次実施計画においては、基本計画において目標を定めたライフステージをより効果的に実施するため、第2次実施計画と同様に、「妊産婦期」「乳幼児期」「学童期・青少年期」「成人期・高齢期」「要援護高齢者・障がい者」および「障がい児」のライフステージを設定してそれぞれの支援計画を策定するとともに「重点項目」を掲げています。これらの重点項目については、継続事業とあわせて、目標達成のための事業の計画を定めています。

また、重点目標の評価項目についてもより具体的に示しています。

第2章 各ステージ別の評価

1. 妊産婦期

1) 基本計画の「目標」と「条件と優先順位」

○基本計画の「目標」は次のとおりです。

- ① おいしく、楽しく食事をする事ができる
- ② 歯科疾患が原因で生活に支障をきたすことにならない

○「目標」を達成させるための「条件と優先順位」は次のとおりです。

- ① 妊娠に伴う歯肉炎を予防する
- ② う蝕を予防する

2) 第3次実施計画における重点項目

○第3次実施計画に掲げた重点目標は次のとおりです。

- ① 妊婦歯科健診受診率の向上
- ② 歯科保健に関する正しい知識を有する者の割合の増加

3) 妊産婦期における歯科保健事業の現状

妊産婦期の市民に対して、次の歯科保健事業を行っています。

- ① 妊婦相談、マタニティ学級での歯科健康教育の実施
- ② 歯科保健に関する啓発パンフレット内容の見直し
- ③ 母子健康手帳別冊における歯科項目の見直し
- ④ 妊婦相談での歯科保健相談の拡大

4) 基本計画における目標値および重点目標からみた評価

- ① 妊婦歯科健診受診率の向上

評価項目	現状値				目標値
	H17年度 (2005)	H18年度 (2006)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H22年※ (2010)
歯科健診受診率	30.0%	35.8%	28.3%	32.8%	50%

[データ入手方法] (H17年度現状値) 1歳6か月児歯科健診時の問診

(H18年度～H20年度現状値) 10か月児歯科育児相談時の問診

※基本計画では、平成22年3月末時点の目標値を定めています。

母親の不規則な歯磨き習慣や食生活の乱れは、子どもたちのむし歯の発生に大きな影響を与えます。また、放置したむし歯があると、むし歯の原因菌を子どもたちに移す可能性も高まります。このように、妊産婦期のお口の健康管理は、子どもたちのお口の健康管理に直接関わっています。妊娠を機に、歯科健診を受診し、むし歯や歯周病があった場合には適切に処置することが大切です。また、歯科医院での歯科保健指導を通じて、適切なお口の健康管理を確立し、保持することが重要です。

佐世保市では、市歯科医師会の協力を得て、妊婦に対して、平成20年度から無料で歯科健診を実施しています。その結果、成人歯科健診に占める妊婦の割合は、平成19年度36%から平成20年度59%と大きく増加しています。しかしながら、佐世保市全体では、妊娠中に歯科健診を受診した者の割合は、平成18年度36%から平成20年33%とほぼ横ばい状態です。妊産婦期における口腔管理の必要性を理解してもらう場や歯科健診の機会は提供されていますが、継続した広報活動を通じて、さらに拡充する必要があります。

② 歯科保健に関する正しい知識を有する者の割合の増加

評価項目	現状値				目標値
	H17年度 (2005)	H18年度 (2006)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H22年 (2010)
①妊娠中に生じた歯科の課題について 解決方法を入手した者の割合	55.0%	—	—	—	75%
②歯周疾患が早産や低体重児と関連が あることを知っていますか	29.3%	37.1%	43.8%	52.1%	60%
	9.2%*	—	—	—	60%
③むし歯の原因菌が親から子に移る (感染する) ことを知っていますか	97.2%	82.3%	82.2%	83.6%	100%
	52.3%*	—	—	—	100%

[データ入手方法] ①10か月歯科育児相談時の問診

②マタニティ学級時の問診 *母子健康手帳交付時の歯科指導

③マタニティ学級時の問診 *母子健康手帳交付時の歯科指導

第3次実施計画における重点目標の評価項目である「歯周疾患が早産や低体重児と関連があることを知っている者の割合」および「むし歯の原因菌が親から子に移ることを知っている者の割合」は、目標値に達成していないものの、順調に改善しています。しかしながら、妊産婦の方の中には、妊娠・出産と口腔内の変化についてよく理解されていない方もおられます。このことから、市が行う健康教育（母子健康手帳交付時の歯科指導、マタニティ学級時の指導および10か月歯科育児相談など）や歯科医院における個別指導において、セルフ・ケア（個人が行う口腔ケア）とプロフェッショナル・ケア（歯科医院で行う専門的な口腔ケア）について、正しい知識を身につけ、実践していく体制づくりを引き続き行っていく必要があります。

2. 乳幼児期

1) 基本計画の「目標」と「条件と優先順位」

○「目標」は次のとおりです。

乳児期： 歯や口腔の機能に問題がなく、お口の中がさわやかで笑顔がすてきな子どもたちを増やす

幼児期： 歯や口腔の機能に問題がなく、お口の中がさわやかで笑顔がすてきな子どもたちを増やす

○「目標」を達成させるための「条件と優先順位」は次のとおりです。

乳児期：

- ① 正しい食生活習慣の確立
- ② 乳歯う蝕予防
- ③ 摂食嚥下機能の育成
- ④ 乳歯う蝕重症化予防

幼児期：

- ① 食生活習慣の確立
- ② 6歳臼歯のう蝕予防
- ③ 乳歯う蝕重症化予防
- ④ 摂食嚥下機能の育成

2) 第3次実施計画における重点項目

○第3次実施計画に掲げた重点目標は次のとおりです。

- ① 歯科領域に問題を有する乳幼児の減少
- ② 適切な食生活の確立を通じて、乳幼児の噛む力や飲み込む力を育成する

3) 乳幼児期における歯科保健事業の現状

乳幼児期の子どもたちに対して、次の歯科保健事業を行っています。

- ① 乳幼児健診時における個別歯科保健指導
- ② 1歳6か月児フォロー（封書によるアンケート調査）
- ③ 2歳児経過歯科健診
- ④ フッ化物を利用したむし歯予防対策
- ⑤ 市内幼稚園・保育園での歯科健康教育

4) 基本計画における目標値および重点目標からみた評価

① 歯科領域に問題を有する乳幼児の減少

評価項目	現状値				目標値
	H17年度 (2005)	H18年度 (2006)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H22年 (2010)
① 1歳6か月児の d m f t 指数の減少	0.10	0.09	0.09	0.09	0.05
② 3歳児の d m f t 指数の減少	1.5	1.4	1.6	1.2	0.9
③ フッ化物を利用したう蝕予防を実践している者の割合	84.9%	85.8%	80.4%	83.0%	100%

[データ入手方法] ① 1歳6か月児歯科健診

② 3歳児歯科健診 ③ 3歳児歯科健診の間診

参考1

むし歯を持つ者の割合

	現状値				目標値
	H13年度 (2001)	H17年度 (2005)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H22年 (2010)
1歳6か月	2.9%	3.4%	2.6%	2.9%	1.9%
3歳	41.0%	36.7%	33.8%	31.7%	22.0%

(1歳6か月児健診、3歳児健診結果による)

「むし歯を持つ者の割合」「一人平均むし歯数 (dmft)」ともに、経年的に減少傾向がみられていますが、基本計画の目標値は達成されていません。目標値の達成に向けて、現在、実施されている歯科保健事業を継続し、さらに発展させることが望まれます。

参考2

市内保育所・幼稚園のフッ化物洗口実施割合

	現 状 値				目 標 値
	H13 年度 (2001)	H17 年度 (2005)	H19 年度 (2007)	H20 年度 (2008)	H22 年 (2010)
実施割合	27.0%	29.0%	36.0%	39.2%	100%

(けんこうシップさせぼ21、佐世保市歯科医師会よい歯の優良園表彰調査による)

フッ化物による洗口を行っている保育所・幼稚園の割合は、平成13年度27%から平成20年度39%に増加していますが、基本計画の目標値に達成していません。また、重点目標の評価項目である「フッ化物を利用したう蝕予防を実践している者の割合」は、83%と高い割合を示していますが、年ごとの増加はみられていないのが現状です。フッ化物を利用したう蝕予防対策を社会や家庭で推進するため、フッ化物に対する正しい理解を得るための取り組みが必要です。

② 適切な食生活の確立を通じて、乳幼児の噛む力や飲み込む力を育成する

評価項目	現 状 値				目 標 値
	H17 年度 (2005)	H18 年度 (2006)	H19 年度 (2007)	H20 年度 (2008)	H22 年 (2010)
①10 か月 歯科育児相談事業の噛み方の実践が実行できている乳幼児の増加	50.4%	51.6%	57.6%	54.3%	60.0%
②食生活に関連した歯科保健指導を受ける保護者の割合の減少	22.5%	19.0%	16.7%	16.9%	15.0%

[データ入手方法] ①1歳6か月児歯科健診

②1歳6か月児歯科健診後の2歳児フォロー対象者

重点目標である「適切な食生活の確立を通じて、乳幼児の噛む力や飲み込む力を育成する」を達成するため、妊産婦および乳幼児を対象とした歯科健康教育・相談の中で、噛み方に関する教育や指導を行っています。重点目標の評価項目である「噛み方の実践ができている乳幼児の増加」「食生活に関連した歯科保健指導を受ける保護者の減少」については、明確な改善はみられていません。食生活や噛み方についての健康教育・相談を継続して行うことが大切です。

3. 学童期・青少年期

1) 基本計画の「目標」と「条件と優先順位」

○「目標」は次のとおりです。

学童期：歯や口腔の機能に問題がなく、お口の中がさわやかで、笑顔がすてきな子どもたちを増やす

青少年期：①大きくお口をあけて笑うことのできる笑顔がすてきな青少年を増やす
②自分で健康づくり（管理）ができる

○「目標」を達成させるための「条件と優先順位」は次のとおりです。

学童期：

- ① 6歳臼歯のう蝕予防
- ② 要観察歯（C O）の健全化
- ③ 永久歯う蝕予防
- ④ 正しい食生活習慣の確立
- ⑤ 歯肉炎（G O、G）の予防
- ⑥ う蝕重症化予防
- ⑦ 不正咬合の予防
- ⑧ 顎関節症の予防

青少年期：

- ① 歯周疾患の予防
- ② 永久歯う蝕予防
- ③ 好ましい食生活習慣の確保と維持
- ④ 不正咬合の予防
- ⑤ 永久歯う蝕重症化予防
- ⑥ 顎関節症の予防

2) 第3次実施計画における重点項目

○第3次実施計画に掲げた重点目標は次のとおりです。

歯科領域に問題を有する学童および青少年の減少

3) 学童期・青少年期における歯科保健事業の現状

学童期・青少年期の市民に対して、次の歯科保健事業を行っています。

- ① 就学児健診時に配布するリーフレット作成
- ② よい歯の表彰・子ども期歯科保健研修会
- ③ 歯の衛生週間での図画・ポスター展と表彰
- ④ 「いい歯」の小学6年生コンテストと表彰
- ⑤ 「歯科保健教育推進校」の拡大

- ⑥ 学校歯科医による歯科健診および歯科保健指導
- ⑦ フッ化物洗口の普及促進

4) 基本計画における目標値および重点目標からみた評価

① 歯科領域に問題を有する学童および青少年の減少

評価項目	現状値				目標値
	H17年度 (2005)	H18年度 (2006)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H22年 (2010)
①12歳児の一人平均のむし歯の本数 (DMFT指数)の減少	1.83	1.68	1.55	1.37	1.0以下
②14歳児の歯肉炎有病者の減少	40.8%	38.5%	36.8%	36.3%	30%以下
③フッ化物入り歯磨剤を利用した むし歯予防を実践している者の割合	76.0%	—	—	—	90%
④歯科保健教育推進校の拡大	3校	4校	4校	4校	5校

[データ入手方法] ①②学校歯科健診 ③歯科保健生活習慣調査 ④佐世保市教育委員会

参考3

一人平均むし歯数(DMFT)

	現状値				目標値
	H13年度 (2001)	H17年度 (2005)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H22年 (2010)
12歳(中1)	2.41本	1.83本	1.55本	1.37本	1.0本

歯肉炎有病者率

	現状値				目標値
	H13年度 (2001)	H17年度 (2005)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H22年 (2010)
14歳(中1)	35.7%	40.8%	36.8%	36.3%	30%以下

乳幼児期と同様に、むし歯の状況は、年ごとに改善傾向をみせています。「12歳児の一人平均のむし歯の本数(DMFT指数)の減少」については、平成13年度では2.4本でしたが、平成20年度では1.37本でした。基本計画の目標値である1.0以下に向け、関係諸団体と協力し、歯科保健の充実を図っていきます。

むし歯と並んで大きなお口の問題である「歯肉炎」については、平成13年度から横ばい状態が続いています。今までは、むし歯予防に重点をおいた歯科保健教育や指導が重視されてきましたが、今後は、歯肉炎予防を目的とした歯科保健教育や指導の充実も必要であると考えられます。

参考4

事後措置を受けた者における処置完了者率

	現 状 値				目 標 値
	H13年度 (2001)	H17年度 (2005)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H22年 (2010)
各学年 (小1～小6)	39.4%	40.7%	43.6%	40.0%	60%

(学校歯科健診による)

毎年の学校歯科健診の結果によると、事後措置を受けた者における処置完了者の割合は、平成13年度と比較して横ばい状態です。むし歯は、放っていても治ることはありません。むし歯の指摘を受けたら、歯科医院において適切な処置を受けることが必要です。むし歯や歯肉炎の初期は、自覚症状がなく、学校歯科健診の場ではじめて指摘されることも多くあります。指摘を受けたら、すみやかに歯科医院を受診するとともに、定期的に管理が受けられるかかりつけ歯科医を持つことが重要です。

4. 成人期・高齢期

1) 基本計画の「目標」と「条件と優先順位」

○「目標」は次のとおりです。

成人期：

- ① 自分で健康づくり（管理）ができる
- ② 歯科疾患が原因で生活に支障をきたすことがない

高齢期：

- ① 清潔な口腔を維持できる
- ② 咀嚼・嚥下機能の維持

○「目標」を達成させるための「条件と優先順位」は次のとおりです。

成人期：

- ① 歯周病の予防
- ② 根面う蝕の予防
- ③ 口腔ガンの予防
- ④ 咀嚼嚥下機能の維持
- ⑤ 顎関節症の予防

高齢期：

- ① 歯周病の予防
- ② 根面う蝕の予防
- ③ 顎関節症の予防
- ④ 口腔ガンの予防
- ⑤ 咀嚼嚥下機能の維持、回復

2) 第3次実施計画における重点項目

○第3次実施計画に掲げた重点目標は次のとおりです。

- ① 事業所等への歯科保健活動強化のための働きかけ
- ② 成人歯科健診の受診拡大
- ③ 介護予防事業における口腔ケアの周知

3) 成人期・高齢期における歯科保健事業の現状

成人期・高齢期の市民に対して、次の歯科保健事業を行っています。

- ① 成人歯科健診の実施（保健所内・歯科医療機関委託）
- ② 離島における歯科健診（集団健診）
- ③ 各種予防教室との連携
- ④ 老人福祉施設における歯科健康教育・健康相談の強化
- ⑤ 市広報誌やタウン誌などでの普及啓発
- ⑥ 地域支援事業（一般高齢者施策）における口腔ケア

4) 基本計画における目標値および重点目標からみた評価

① 事業所等への歯科保健活動強化のための働きかけ

評価項目	現状値				目標値
	H17年度 (2005)	H18年度 (2006)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H22年 (2010)
①歯科健診を実施している事業所数の増加	8ヶ所	2ヶ所 (5人)	4ヶ所 (9人)	4ヶ所 (70人)	—
②勤務者における歯科健診者数の増加	—	108人	112人	100人	—

[データ入手方法] ①事業所調べ（歯科医師会）

②佐世保市成人歯科健診（委託歯科健診・所内歯科健診・離島歯科健診）

重点目標の評価項目である「勤務者の歯科健診者数の増加」あるいは「歯科健診を実施している事業所数の増加」については、現在入手できる資料によると、増加しているとは言えない状態です。佐世保市では、平成21年度から地域・職域連携推進事業を開始しています。この事業は、地域と職域との連携を強化し、お互いの保健事業を推進することを目的としています。当事業をきっかけとして、職場における歯科保健事業が広く展開されることが期待されます。

② 成人歯科健診の受診拡大

評価項目	現状値				目標値
	H17年度 (2005)	H18年度 (2006)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H22年 (2010)
①成人歯科健診受診者の増加	958人	1,171人	1,475人	1,087人	—
②(20～45歳)成人女子の受診者数の増加	232人	188人	209人	294人	—

[データ入手方法] ①佐世保市成人歯科健診（委託歯科健診・所内歯科健診・離島歯科健診）

成人歯科健診受診者数は、平成17年度958人、平成18年度1,171人、平成19年度1,475人と増加していましたが、平成20年度は1,087人と減少しました。これは、平成20年度から特定健診が導入され、それまで歯科健診を同時に実施していた基本健診が廃止となったため、保健所内の歯科健診の受診者数が減少したことによるものです。

成人女子の受診者数については、平成19年度までは200人前後でしたが、平成20年度から妊婦の成人歯科健診の無料化にともない、294人に増加しています。今後も、歯科健診についての情報提供を、市民に広く行うことで受診者数の拡大を目指します。

③ 介護予防事業における口腔ケアの周知

評価項目	現状値				目標値
	H17年度 (2005)	H18年度 (2006)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H22年 (2010)
①一般高齢者施策（口腔ケア）への参加者の増加	96人	260人	271人	309人	—

[データ入手方法] (H17年度現状値) 一般高齢者施策「老人福祉施設等健康相談」

(H18年度～H20年度現状値) 老人福祉施設等健康相談＋いきいき元気教室

重点目標「介護予防事業における口腔ケアの周知」の評価項目である「一般高齢者施策への参加者の増加」については、平成17年度96人に対し、平成20年度309人と増加しています。今後も積極的に、健康な高齢者に対しての健康教育を充実していきます。

5. 要援護高齢者・障がい者

1) 基本計画の「目標」と「条件と優先順位」

○「目標」は次のとおりです。

- ① 清潔な口腔を維持できる
- ② 咀嚼・嚥下機能の獲得と維持

○「目標」を達成させるための「条件と優先順位」は次のとおりです。

- ① 口腔衛生の向上
- ② 摂食嚥下機能の維持、回復、改善
- ③ う蝕予防
- ④ 歯周病の予防
- ⑤ 根面う蝕の予防
- ⑥ 口腔ガンの予防

2) 第3次実施計画における重点項目

○第3次実施計画に掲げた重点目標は次のとおりです。

- ① 在宅障がい者に対する歯科保健対策
- ② 地域支援事業（特定高齢者施策）および新予防給付における口腔ケアの周知

3) 要援護高齢者・障がい者における歯科保健事業の現状

要援護高齢者・障がい者の市民に対して、以下の歯科保健事業を行っています。

- ① 介護教室への歯科保健の導入
- ② 介護予防事業における口腔ケア
- ③ 障がい者施設職員を対象とした勉強会
- ④ 障がい者施設入所者・通所者への歯科健診および健康教育
- ⑤ 障がい者施設と市歯科医師会との検討会
- ⑥ かかりつけ歯科医の定着

4) 基本計画における目標値および重点目標からみた評価

① 在宅障がい者に対する歯科保健対策

評価項目	現状値				目標値
	H17年度 (2005)	H18年度 (2006)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H22年 (2010)
①かかりつけ歯科医師を有している者の割合の増加	—	66.0%	—	—	—
②障がい者受け入れ歯科医院数の増加	56件	56件	56件	53件	70件

[データ入手方法] ①在宅障がい者歯科保健アンケート調査(平成18年度)

②障がい者(児)のかかりつけ歯科医登録医(佐世保市歯科医師会)

重点目標の「在宅障がい者に対する歯科保健対策」の評価項目として「かかりつけ歯科医師を有している者の割合の増加」「障がい者受け入れ歯科医院数の増加」を掲げています。平成18年度に実施した在宅障がい者における歯科保健アンケートによると、かかりつけ歯科医師を持っていると回答した方の割合は66%でした。持っていると回答した方のうち7割が「痛いとき」のみ歯科医院を受診しており、「定期健診」を行っている方は2割にすぎませんでした。歯科疾患の予防を目的とした定期的な歯科健診を受けられるよう、障がい者の受け入れが可能な歯科医院についての情報提供などを行っていくことが必要です。

市歯科医師会では、障がい者の受け入れが可能な歯科医院の一覧を作成しています。また、二次医療機関である病院の歯科との連携体制の構築も図られ、障がい者の歯科治療の受け入れ体制は着実に進められています。一方で、歯科疾患を予防するためには、定期的な歯科健診の受診が大切です。かかりつけ歯科医師のもと口腔管理を行える体制づくりの支援が必要です。

② 地域支援事業（特定高齢者施策）および新予防給付における口腔ケアの周知

評価項目	現状値				目標値
	H17年度 (2005)	H18年度 (2006)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H22年 (2010)
①特定高齢者施策（口腔ケア）への参加者の増加	—	口腔ケア 1人	口腔ケア 11人	口腔ケア 24人 ／特定 642人	—
②新予防給付事業（口腔ケア）への参加者の増加	—	口腔ケア 203人	口腔ケア 52人	口腔ケア 22人	—

[データ入手方法] ①特定高齢者施策（実人数） ②新予防給付事業（延人数）

重点目標「地域支援事業（特定高齢者施策）および新予防給付における口腔ケアの周知」の評価項目として「特定高齢者施策（口腔ケア）への参加」「新予防給付事業（口腔ケア）への参加」を掲げていますが、口腔ケアへの参加人数は、増加していないのが現状です。自分で行うセルフケアおよび歯科医院で行うプロフェッショナル・ケアは、歯科疾患を予防するにとどまらず、健康な口腔機能を維持することで誤嚥性の肺炎を予防するなど、介護予防につながります。高齢者に対し、口腔ケアの意義を理解してもらい、口腔ケアへの参加を促す取り組みが必要です。

6. 障がい児

1) 基本計画の「目標」と「条件と優先順位」

- 「目標」は次のとおりです。
 - ① 清潔な口腔を維持できる
 - ② 咀嚼・嚥下機能の獲得と維持
- 「目標」を達成させるための「条件と優先順位」は次のとおりです。
 - ① 口腔衛生の向上
 - ② 摂食嚥下機能の獲得、維持、改善
 - ③ う蝕予防
 - ④ 歯周病の予防

2) 第3次実施計画における重点項目

- 第3次実施計画に掲げた重点目標は次のとおりです。
 - ① 障がい児のかかりつけ歯科医師の定着
 - ② 二次歯科医療機関と関係機関との調整、連携強化

3) 障がい児における歯科保健事業の現状

- ① 歯みんぐルームの充実
- ② 摂食嚥下機能対策
- ③ かかりつけ歯科医の定着

4) 基本計画における目標値および重点目標からみた評価

① 障がい児のかかりつけ歯科医師の定着

評価項目	現状値				目標値
	H17年度 (2005)	H18年度 (2006)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H22年 (2010)
①かかりつけ歯科医師を有している者の割合の増加	62.0%	—	—	68.8%	—
②障がい者受け入れ歯科医院数の増加	56件	56件	56件	53件	—

[データ入手方法] ①平成14年度発達センター利用者アンケート結果

① (H20年度現状値) センター受診者対象のお口の健康に関わるアンケート調査
(H20年11月～H21年3月実施分)

②障がい者(児)のかかりつけ歯科医登録医名簿(佐世保市歯科医師会)

障がい児における「かかりつけ歯科医を有している者の割合」は、平成17年度62%、平成20年度は68.8%とわずかですが増加しています。障がい児においては、歯科治療体制の充実はもちろんのこと、定期的な口腔管理を通しての予防体制の確立が重要です。かかりつけ歯科医を単なる治療のためにのみ利用するのではなく、プロフェッショナル・ケアの担い手として活用することが大切です。障がい児における課題は、要援護高齢者・障がい者の課題と同じく、歯科医療体制の構築は進みつつあるものの、予防管理体制の構築は、まだ十分であるとは言えません。障がい者を有する方に対する乳幼児期から成人期までの一貫した口腔管理体制、特に歯科疾患の予防を中心とした支援体制の確立が必要です。

7. まとめ

基本計画および第3次実施計画で定めた評価指標の経年的な変化から、以下のことが明らかになりました。

1) 妊産婦期

- ・妊婦期における歯科健診受診率は、30%前後であり、横ばい状態です。
- ・妊娠期の歯科保健について正しい知識を持つ者の割合は、ゆっくりと増加しています。

2) 乳幼児期

- ・乳幼児期のう蝕の状況は、順調に改善していますが、目標値には達成していません。
- ・フッ化物を利用している乳幼児の割合は、80%台であり、横ばい状態です。
- ・噛む力や飲み込む力に対する評価項目には、明確な改善がみられません。
- ・適切な食生活の確立に対する評価項目には、徐々に改善していますが目標値には達していません。

3) 学童期・青少年期

- ・学童期のう蝕の状況は、順調に改善していますが、目標値には達成していません。
- ・歯肉炎の状況は、40%前後であり、横ばい状態です。
- ・学校歯科健診後に処置を完了した者の割合は、40%前後であり、横ばい状態です。

4) 成人期・高齢期

- ・事業所での歯科健診の実施状況および勤務者の歯科健診受診率については、正確な情報収集ができていません。
- ・健診体制が変わったことにより、平成20年度成人歯科健診受診者数が減少しました。
- ・口腔ケア（一般高齢者施策）への周知は、広がっているものの、健康教育への参加者数は未だ少ない状況です。

5) 要援護高齢者・障がい者

- ・特定高齢者施策・新予防給付事業における口腔ケア事業への参加者数は、増加していません。
- ・定期健診を目的とした「かかりつけ歯科医」を有している者は少ない状況です。

6) 障がい児

- ・定期健診を目的とした「かかりつけ歯科医」を有している者は少ない状況です。

第3次実施計画のもと行われた歯科保健事業により改善した評価指標あるいは改善傾向がなく低調な評価指標が明らかになりました。平成21年度に予定している基本計画の一部見直しおよび第4次実施計画では、この評価報告書をもとに、市民の歯科保健の現状に即した、より実行性の高い計画を策定します。